

## 令和元年度 第 1 回米子市下水道使用料等審議会 議事概要

### 1. 市長から委員へ委嘱状を交付

### 2. 市長挨拶

### 3. 委員紹介

### 4. 会長、副会長選出

会長は細井委員、副会長は伊坂委員に決定。

### 5. 諮問

諮問書内容…「米子市下水道使用料等審議会条例第二条の規定におきまして、今後の本市の公共下水道及び農業集落排水設備の使用料に係る料金水準及び料金体系について諮問します。」

### 6. 会長、副会長挨拶

### 7. 議事

(1) 今回の目的…本審議会の目的は、令和 3 年度以降の米子市の公共下水道、農業集落排水施設の適切な使用料のあり方について審議していただくとともに、下水道事業の収支計画また今後の事業についても審議いただきたい。

(2) 会議の公開について…米子市情報公開条例第 7 条及び米子市審議会等会議公開指針により原則公開とする。

(3) 下水道事業の概要…米子市は 3 つの事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽の設置に対する補助事業をしている。下水道施設は、管路施設と処理施設の 2 つに分かれる。

公共下水道事業…昭和 46 年開始。計画区域 5 2 0 0 ヘクタール。実際整備区域約 3 1 0 0 ヘクタール。整備率約 8 割（対実際整備区域面積）。普及率約 7 0 %（対行政人口）。農業集落排水事業・合併浄化槽を加えると、約 9 割が下水道を使える。接続率約 9 割。

現在、年間約 4 0 ～ 4 5 ヘクタールを整備中。

課題…今後は下水道の新設、普及の整備に加えて、インフラの老朽化により改築に大きなお金がかかることが予想される。新設・普及については、面積を年間 6 0 ヘクタールに増やす、合併浄化槽の設置補助の推進、2 つの方針で整備を図る。老朽化対策については、調査結果に基づき改築の優先順位を定めるストックマネジメント、管路・施設の長寿命化計画を作成している。

### (質疑)

Q. 平成 3 0 年度末水洗化戸数は、合併浄化槽の戸数を人口で見る考えと、戸数で見るとまた見方が違うのではないか。

- A. 国の定める人口普及率というのが人数をカウントする指標になっている。接続は戸数になる。普及状況を示すのに1つの数字だけでは全体像が分かりにくいので、人口・戸数2つの数字をお示ししている。

#### (4)施設の概要

公共下水道…市内を外浜処理区、内浜処理区、淀江処理区、3つに分けて汚水を処理している。内浜処理場は昭和49年に供用開始、45年が経過。皆生処理場は39年、淀江は19年経過。各処理場で処理された汚水は、内浜は中海、外浜は美保湾、淀江は二級河川塩川へ放流。

農業集落排水…12施設。

中継ポンプ場…8か所。

下水処理の仕組み…一般家庭・事業場から出た汚水は下水管を通り、中継ポンプ施設を経由して処理場に運ばれる。土砂類や大きなごみを除去する沈砂池、泥などの固形物を除去する最初沈殿池、有機物を除去する処理層、綺麗な上澄みと底に沈んだ汚泥に分離される最終沈殿池を通り、上澄みは滅菌処理され放流される。汚泥は脱水処理され、セメント原料、成型炭の原料として有効利用される。

特に内浜処理場は閉鎖性水域の中海に放流するため、湖沼水質保全計画に基づき窒素とリンを除去する高度処理を一部採用している。

3つの処理区それぞれの放流水質について…測定項目はpH・BOD・COD・SS・総窒素・全リンの6項目。どの測定項目も排水基準内である。鳥取県条例では、環境省基準よりも厳しい基準を定めており、中海水域に適用されている。内浜処理場は県条例の対象施設になっている。

浄化槽の普及状況…合併・単独合わせて、8537基設置されている。約3万人が浄化槽を使用。年1回の法定検査の受験率については約53%。

#### (質疑)

Q. だいたい個数として何軒くらいの方が1基を使っているのか。

A. 基本的に、1軒に1つである。アパートやマンションは大きい浄化槽が1つ入っている。

Q. 戸数にすると8500軒、それくらいが浄化槽を使っていると計算すればよいか。

A. 1施設に1個という風に思っただけならば。

Q. 合併浄化槽というのと単独浄化槽というのを簡単に説明してもらいたい。単独浄化槽の家に対して働きかけをしているか。

A. 単独処理浄化槽はトイレだけ浄化槽を使っている。合併処理浄化槽はトイレ以外、お風呂や台所、他の排水についても浄化槽を使っている。現在の法律では単独処理浄化槽を設置することはできないが、法律施行前に単独処理浄化槽を設置し、使っている家が5000弱あるので、合併処理

浄化槽に変えてもらう取り組みをしている。大きなものは、切り替えに対しての補助制度。平成 31 年 4 月に内容を拡充し、年間 100 基を目標に取り組んでいる。今年の 4 月以降、約 80 軒がこの補助金を使った。

Q. 老朽化という事だが、空き家になったり、高齢で施設に入られている世帯も増えていると思う。昔は下水を使っていたが、今は使っていないというのは増えているのか。料金にも反映されるのではないか。

A. 下水道の場合、有収水量＝下水に入ってくる水量に対して使用料をもらっている。

人口が減っていくと、水量は当然減っていく。整備を広げれば収入は増えるが、人口は減っていく傾向にあるので、それも踏まえて見込を出している。そして、処理場等の改築・更新にかかる経費も出てくる。下水道はやめるわけにはならない大事なインフラなので、どう守っていくかというのが課題。

Q. 水道・下水道を使わない人というのは率とか、件数とかがあるのか。

A. 水量の増減については次回以降、今後の経営の見通しに合わせて、ここ近年の水量の動き等の説明をしたい。

(5)使用料改定の経過…昭和 49 年度の使用料開始以降、改定を行っているが、平成 7 年から 18 年は市町村合併等の影響により使用料は据置き。平成 24 年度の審議会で、当時の料金から平均 10% 引き上げの答申となった。次回は平成 28 年度に再度審議会を開催、使用料の改定を検討するという付帯意見であった。しかし、平成 30 年度の公営企業会計移行後に審議していただきたいということで、このたびの開催となった。

使用料について…米子市下水道条例に規定。下水道施設に流れる汚水の量に応じて算定。

汚水量の認定は、上水道の使用水量に応じて計算。井戸水を下水施設に流している場合は、井戸水に水量メーターを設置し、水量認定することもある。自動車や列車の洗浄など、実際に使用する上水道の量と、下水道に流される汚水量との格差が大きい場合は、子メーターを付けるなどして汚水量を認定。

使用料の算定は、認定した排除汚水量 8 立方メートルまでを基本料金とする。それを超えた部分については、累進従量制。この二つを合わせて、下水道使用料として 2 か月ごとに請求。

温泉汚水と公衆浴場については、一律 1 立方メートルあたり 77 円の単価で使用料を計算。

農業集落排水施設の使用料は、公共下水道の料金体系と同一。

使用料の使途…下水道事業の経費の原則は、雨水が公金、汚水が私金。雨水の処理は税金で賄う、汚水の処理は下水道の使用料で賄う。管渠の整備やポンプ場・処理場の整備費用は、補助金や企業債、受益者負担金等を主な財源とする。維持管理費、企業債償還金は、汚水処理にかかるものは下水道使用料、雨水処理にかかるものは一般会計からの繰出しを主な財源とする。

現行料金の水準…近隣の市と米子市の使用料を比較すると、大体他の市よりも安めの金額になっている。

(質疑)

Q. 30年度末時点で、下水が通っているのにまだ浄化槽を使っている家庭があるか。

普及率が他の市より数%遅れている理由は。

今後、仮に上げていった時にどういう条件になるのか。他のデータの推移と合わせた状態でどうやったら黒字になるのかというシミュレーションが欲しい。

A. 今後10年間の方針と収入、財政全体の見通しを次回説明する。人口減少見込み、整備により増えていく要素、接続の状況、これらを基に水量の見込を出し、収入・支出の見込み、財政全体はどうか、不足するとしたらどう補うのかの資料を作成していきたい。今の段階では30年度の分析と、不足額を示した上で、それを運営していくにはどうしたらいいかという段階で進めたいと考えている。

Q. 現状と比較する資料として、料金を上げた場合どういう状況になるのかという資料が欲しい。

A. 資料は揃えさせていただく。

公共下水道の区域の中で合併処理浄化槽を使っている家庭があるかという質問について。公共下水道の区域内で人数として1,993名、農業集落排水307名、そして区域外のところの14,148人。個人の財産であり、下水道の整備が来ても切替が進まないのも実情。営業課の普及活動担当の職員が、整備が終わったところに順次公共下水道の接続をお願いしている。

整備が遅れているのではという質問について。汚水処理人口普及率というのは公共下水道と農業集落排水、合併処理浄化槽の3つで普及率を示したもの。そのうち公共下水道だけの整備状況と、2つの数字がある。汚水処理人口普及率は、平成30年度末89.5%。全国平均より低い状況。これを上げるための手法として浄化槽の補助制度の拡大、整備量を年間60ヘクタールにし、令和8年度までに整備率を上げようとしている。

Q. 長期的な見通しの下でやっていなかった部分もあるのでは。整備計画をもう少し膨らまそうという事は分かるが、今までどういう理由で進まなかった、ということを知っておくことも必要なのは。

A. 各自治体の状況、地形によっても大きく違ってくる。各自治体によってお金のかかり方が一律でない。下水の処理は、汚水と雨水を1つの管に集めて処理する合流方式と、汚水と雨水を別々に入れる分流方式とがある。鳥取県内では、鳥取と米子だけ合流の区域があり、雨水処理に経費がかかる。もうひとつが、中海が閉鎖性水域であり、湖沼法の関係から通常より金のかかる処理方式を採用している。それが管の整備にどれくらい影響しているかという明確な分析はないが、他の自治体と比べて特殊な事情を持っている。

また、平成10年度頃米子市が非常に財政が厳しく、投資的な経費をかなり圧縮した。その影響もあると考えている。

(6)下水道事業の財政状況について…平成29年度までの下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別

会計の決算状況について。

下水道事業特別会計…平成 25 年度、およそ 9 千万の累積赤字を抱えていた。10 月に使用料改定し、平成 26 年度には約 1 億 6 千万円黒字に転換。その後は毎年度黒字継続。なお平成 29 年度の 12 億という金額は、平成 30 年度から公営企業会計に移行することに伴い、この年度に限って 3 月 31 日で全ての歳入・歳出を締めため、支払いを次年度の公営企業会計に回し、資金を繰越したことから大幅な黒字になっている。

農業集落排水事業特別会計…以前から一般会計からの繰入れにより収支を概ね均衡していた。平成 25 年度以降についても、歳入歳出差引額は 0 または若干の黒字になっている。

公営企業会計移行後の財政状況…平成 30 年度決算については、次回以降の審議会において改めて説明する。概要は、令和 2 年度から損益計算書において赤字、令和 5 年度からは資金不足、令和 8 年度以降についてはおよそ 8 億程度資金不足が生じると見込んでいる。

現在の経営健全化への取組…米子市の生活排水対策方針の中で、持続可能な下水道事業の運営に向け、施設の計画的な改築・更新の実施、施設運営について包括民間委託の検討も含め効率的な運営体制の構築、汚水処理施設について統廃合等を検討。

Q. 国の方針で企業会計にするとどう変わるのか。

A. 今まででは単純な収入あるいは支出だったが、企業会計移行で損益の状況、将来に亘っての資産の状況、今後の損益の影響等を含めて経営状況を的確に把握できる。マネジメントが可能になる事で、持続可能な下水道事業の運営が出来ることを主眼として公営企業会計を適用した。

官庁会計との違い、何のために公営企業会計に移行したのか、資産の管理、決算の分析の見方、そこを踏まえないと今後の見通しの話にならないので、順番に説明しようと考えている。

## 8. 今後のスケジュール

2 か月に 1 回程度のペースで審議会を開催、令和 2 年 10 月頃には答申と考えている。

資料は今回同様、事前に送付する。

